



Title	西國巡禮考
Author(s)	新城, 常三
Citation	北海道大學文學部紀要, 2, 67-85
Issue Date	1953
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33116
Type	departmental bulletin paper
File Information	2_P67-85.pdf



西國巡禮考

新城常三

西國巡禮考

新城常三

佛教傳來の當初より我國に受容された觀音信仰は、その卓越せる現世利益性の故に、時と共に昂り、特に平安中期以降觀音寺院は、近江石山寺、京都清水寺、大和長谷寺等の如く貴賤の參詣に最も賑はつた。

やがて平安末この觀音信仰の普及と巡拜の風潮とに伴ひ畿内及その周邊觀音三十三ヶ寺を一九とする西國三十三ヶ所觀音靈場が形成さるるに至つたのである。^{註一、註二}

平安中末期、入宋僧侶の多くは、求法の外、五台山等の聖地巡禮を慣例としたが、歸朝後、我國に靈地巡拜の風を傳へ、こゝに近畿の社寺には、夫々所縁に應ずる巡拜が漸次行はれるに至つた。更に當時、宗教界の墮落的傾向に伴ふ、信仰の形式化は、信仰行爲に於る量數重視の弊風を惹起し、一寺一度より多寺多度の參詣を過度に尊重するに至り、巡禮の風はようやく顯著な現象となつた。平安末新猿蓑記の「叩千社羅捧百幣走云々」とある千社詣や、京都百塔巡禮、南都七大寺巡禮、叡山三塔巡禮等はその主なものである。

西國三十三觀音靈場も亦觀音三十三體の佛説により、平安末の觀音信仰の發展を基とし、一般巡拜の風潮に導かれて、成立したものと解される。その起源には花山法皇説があるが信憑に足りず、確證は現在の處、千載集釋教部覺忠大僧正の歌に「三十三所の觀音をかみ奉らむとて、所々

まわり侍りける時、美濃の谷波にて油の出づるを見てよめ侍りける云々」とあるのが初見である。寺門高僧記によれば彼の西國巡禮は応保元年（一一六一）であるが、ここに覺忠の生存年代たる平安末の三十三所靈場の成立が認められる。しかし、これよりやゝ早く寺門高僧記の行尊傳には「觀音靈所三十三所巡禮記日數百廿日」として三十三所靈場が掲出してある。これと行尊傳の本文との關係は明瞭を欠くが、古今著聞集釋教部に彼の傳として「……その間に大峰の邊地葛城その外靈驗の名地ごとくに歩を運ばずといふ事なし」等から彼も西國巡禮の實踐者と解さるるとせば（岡田希雄氏西國三十三所觀音巡拜考續紹歴史と地理二十一ノ四）その起源は覺忠にやゝ先んじ、堀川天皇迄遡及しうる。兎に角西國巡禮靈場の平安末成立は疑ない。

西國巡禮初期の史料は、現在この二點に留るが、その巡禮が行尊、覺忠共に天台寺門則三井寺出身の僧であることは、三井寺と西國巡禮との關係を窺はしむるものがある。更に鎌倉初期の寺門高僧記の行尊、覺忠傳の兩所に於て、三十三ヶ所の靈場及番數、寺宇の構造、觀音の種類、願主等が詳細に重複記載してあるのは、寺門が西國靈場の一であるといふ以上の理由に基くのではあるまいか。先の古今著聞集や、寺門高僧記行尊傳に、彼は「難行苦行靈驗者兩山修行繼役行者」とある如く、三井寺僧侶には當時熊野、大峯その他の抖擻の風潮が盛んであつた。特に彼等は熊野山との關係深く、平安末期、院の熊野詣が常に三井寺僧侶を先達として行はれたのは抖擻により、彼等が熊野の地理を熟知していたからに外ならない。やがて三井寺三門跡の聖護院が、永く熊野三山檢校として熊野三山を統べるに至るのである。

以上の如き、抖擻的傾向の強い三井寺僧の巡禮は、大峯、熊野修行と共に、多分に僧侶の修行的意義を帯びていたと推測されるが、その事は中世に入りいよいよ明瞭化する。

鎌倉時代に於る西國巡禮史料は、稀めて乏しく、寺門高僧記を除外す

れば、管見に於ては、僅か次の一點にすぎない。則ち勝尾寺文書嘉曆二年十一月三日行祐の田地寄進狀で、中に、

抑當寺千手觀音三十三所之隨一、往來薰習之靈場也、而廻國巡禮行者、連續參詣、諸人往覆、貴賤不退通夜、爰久住僧善勝阿闍行祐以私領田、永代彼一飯料田所奉寄進也

とある。三十三ヶ所の一、則ち札所たる勝尾寺に廻國巡禮行者が連續參詣しているが、この行者とは一般に修業僧であり、更に西國靈場の地方移植たる坂東靈場の初見、天福二年にも二人の巡禮僧侶が三百日參籠の修行をなしている。(後述)

西國巡禮關係史料は平安末以來鎌倉全代を通じ、類縁的關係にある坂東巡禮を加へてすら僅に以上に止るが、その何れもが僧侶の修行行事で、俗家の参加を見ない。西國巡禮關係寺院は、實に三十三ヶ寺に及び、多くは古來の名刹として、多數の文獻を收蔵する故その史料は、一社一寺參詣史料に比し、遙に豊富でなければならぬ。然るに現在三十三ヶ寺より、當代の關係史料を勝尾寺文書以外、全く發見し得ないのは、西國巡禮が未だ多分に僧侶社會内部の慣行に止り、一般的には未發達な段階にあるためであらう。

南北朝以後、西國巡禮の一般社會現象化が漸次顯著化するが、尙僧侶の數は依然として多い。その信仰的意義は、太平記五卷大塔宮熊野落事の條に

是は三重ノ瀧ニ七日ウタレ、那智ニ千日籠テ、三十三所ノ巡禮ノ爲ニ罷出タル山伏共路迷テ出テツ

とあるが、更に熊野三山檢校聖護院道興も亦應仁二年熊野社奉納經卷の奥書を、次の如く結んでいる。(米良文書)

三井門人園城寺前長吏熊野三山新熊野檢校八千數度行人、大峯抖擻、觀音卅所巡禮、當瀧奉仕一千日……。

以上、熊野大峯抖擻等との併舉により、ここにも西國巡禮の修行的性

格は濃厚であるが、それは一般僧侶にも通ずるであらう。かゝる西國巡禮の修行的性は、僧侶をして巡禮度數の重積に強い關心を抱かしめ、特に觀音三十三體に基き、三十三度巡禮を目標とするに至つた。

中世西國巡禮の僧侶による濃厚な修業的性格は何よりも、その苦行性に基因するものと推考せざるを得ない。十余國、行程延々數百里、その苦行性は、後述の如く禪僧語錄が余燼なく傳へる處であるが、天陰語錄は、以故送路而化草莽者惟夥也と述べている。客觀的條件の好轉に伴ふ、苦行性の減退著しき近世に於てすら、尙或人、鈴木正三に、西國巡禮の心得を尋ねた處……責めて死苦をうけぬ程につとむべし(顯教橋 四十五上禪門法語集下)とある答の中に、反つて巡禮道の嚴しさを察知すべきである。

鎌倉期に於る西國巡禮は、叙上の僅少史料に依據する限り、僧侶社會の慣行的傾向強く、その一般社會現象化は容易に檢出し難いが、これによつて、もとより俗家巡禮の存在を否定し得ない。例へば西國靈場の地方移植たる坂東觀音靈場の鎌倉初中期に於る成立は、關東住民の西國觀音信仰及巡禮實踐の前提なくしては考へ難いであらう。

その後、西國觀音の信仰傳播、俗家巡禮の増加が推測さるゝが、鎌倉時代の巡禮の不振は依然として拭ひ得ない。一般に民衆が歴史の表面舞台に登場して、文化的、社會的役割を演ずるのは、彼らの身分的、經濟的向上が著々實現される南北朝以後である。多大な經濟的時間的支出を要する長途の社寺參詣に、民衆が主役を擔當するのも、それ以後で、鎌倉時代に於ては、民衆の参加に多くの期待を懸け得ない。従つて中世前半期に於る參詣の主體は、熊野詣に典型的な貴族及武士就中その地頭層であり、若し彼等の参加なくば、その社寺參詣は、寥々たらざるを得ない。鎌倉時代、西國巡禮の不振も亦、貴族層武士層の不參加に負ふものといはねばならない。

鎌倉時代のみならず中世、近世を通じ、西國巡禮中に、貴族の姿は全

く發見されない。中世記録の大半が、貴族の手に成り、それ故に貴族社會の習俗、行事、活動の一切が比較的明瞭に傳へらるゝに反し、現在迄彼等の記録より、西國巡禮實踐の事跡を、全く檢出し得ないのは、西國巡禮と貴族社會との無縁性を示すものであらう。しかし中世貴族による西國巡禮實踐の絶無は、直ちに彼等の西國巡禮への意欲の欠除を意味しない。西國巡禮の信仰的基盤たる觀音信仰が、中世貴族信仰に於て、輕からぬ比重を占むるのは明で、それ故に、貴族の清水寺、石山寺、長谷寺等西國靈場個々の參詣は、尙依然盛であつた。従つて中世觀音信仰の凝集の形態たる西國觀音信仰及西國巡禮への意欲を貴族が抱懷せることも疑ないであらう。例へば、南北朝頃洞院公賢の雜錄「拾芥抄」中の、三十三所觀音寺院の列記にも、彼の西國觀音に對する關心が窺はれる。

更に嘉元元年王四月後宇多法皇三十三所觀音に祈願のことあり、二十二人の勅使を遣はして、誦經本、燈油料、布施等を携帶寺納し、寺僧をして讀誦祈願せしめ、(伏見家藏御修法注文記蒲生郡志七P36) 建武二年後醍醐天皇、中宮の平産祈願の折同じく三十三所觀音に誦經を命じて夫々勅使を派している。(御産御祈目録) しかるに前の御修法注文記によれば、嘉元元年の修法は、建長以來の先例に依據するもので、鎌倉中期以降宮廷は事に際し、三十三所觀音への祈願を慣例としていたのである。これらの三十三所觀音は、當時の靈場と凡そ23一致するにすぎないが、その信仰は、西國三十三所觀音信仰に連るものといふべきであらう。又文安頃、中原康富が、伊勢勸進聖より西國三十三所觀音の摺本を受けて喜びこれを邸内に安置し、(康富記宝徳二、二、廿五) 享徳の頃、天皇及宮臣が備前牛窓の僧の作成にかゝる西國三十三所巡禮觀音堂圖を取寄せ、瞻拜歎慕「已まなかつた。(竹居清事) 等も同じく、又貴族層の西國觀音信仰を表現せるものであらう。

かくの如く貴族が、西國觀音に信仰と關心を抱き乍ら、それを巡禮の實踐化に昇華し及ばないのは、恐らく彼らの軟弱な身心が、一般社寺參

詣に比し、遙かに嚴しい鍛鍊と苦行とを要請する西國巡禮に耐へ得なかつたに由らう。

次に武士層と觀音信仰との關係は余り明瞭でない。頼朝、尊氏、正成等に敦い觀音信仰が傳へらるるが、觀音信仰は、社會的基盤の階級性が比較的稀薄で、凡ゆる階層に支持される普遍性をもつものと思考さるゝ故、武士層にも尙廣汎に普及し得たであらう。やがて、これが武士層に西國觀音信仰を導入するものと豫想されるが、これには熊野詣と西國巡禮との信仰的內聯性によつて、かなりの可能性が附與されるであらう。西國巡禮に冠せられる西國とは、近世嬉遊笑覽以來、東國人の與へた地域的限定とされているが、この中には、東國に於る西國巡禮の特殊な發達を暗示するものがある。

鎌倉初中期に於る坂東三十三觀音靈場の成立、一番熊野青岸渡寺に始り、三十三番美濃華嚴寺に終る巡禮コースは、東國の巡禮を基準としての制定に相違ないこと、又現存巡禮史料に於る東國出身者の壓制的優勢等により、このことは十分首肯されねばならない。^{註二} かくの如き東國人、(大體關東及其周邊)の西國觀音の篤信、たくましい巡禮實踐は何に由來するか。

初期巡禮が共に熊野と關係深き三井寺僧であるが、又先の太平記及聖護院道興の願文中の熊野修行と西國巡禮との併舉は、兩者の信仰行事としての關聯性を暗示する。更に天福二年、坂東三十三觀音を巡禮せる陸奥都々古別神社別當は、熊野先達である(八槻文書)が、更に注意を惹くのは室町期に於る西國靈場と熊野山との關係で、靈場の内、勝尾寺(米良文書)圓教寺(米良文書永徳二年且那護狀)三井寺及長命寺(米良氏諸國且那帳)今熊野觀音寺(米良文書四)等が熊野先達として熊野山輩下に屬している。その外札所に熊野權現を祀るものが多い等、西國巡禮と熊野山乃至熊野信仰との深い關係が窺はれるが、熊野青岸渡寺の第一番札所指定も亦同じ關係に基づくであらう。この兩者の近親關係の發生

理由は明瞭でないが、西國靈場の成立時代たる平安末に於て、熊野が修行道場として最も繁榮し、且つ日本の補陀落山視され、觀音信仰の最大靈地化せることと關聯あるのではあるまいか。

平安中期に始る熊野信仰は、その末期に至つて貴族層を席卷し、多數貴族の參詣を誘引したが、やがて武家層も、これに参加するに至つた。

熊野では、武家の本據東國に、傳導の主力を傾注したものの如く、爾來東國はその最有力な信仰地盤化し、多數の武士層が熊野參詣をなし、上總の一地頭の如く年詣すら見られた。(沙石集)ここに熊野信仰に伴ふ西國觀音信仰の東漸と共に、東國武士の西國巡禮への關心の昂揚が推測される。坂東觀音靈場の成立より窺はれる東國社會に於る西國觀音信仰の早期の普及には、熊野信仰の影響を無視し難いであらう。

以上熊野信仰に伴ふ西國三十三觀音信仰の東國武士層への受容が、推測さるるが、果して彼等はその信仰を巡禮實踐に迄昂め得たであらうか。

鎌倉時代に於て既に廣汎な信仰圈を有する伊勢神宮、高野山に參詣の發達なく、ひとり熊野山のみが、多數武士の參詣者を吸引し得た相異は先達御師といふ強力な案内、旅宿組織の有無に歸着するものと考へられる。(拙稿熊野先達國史學六十號)けだし鎌倉時代に於る交通機關の未發達地理的知識の狹隘等が、先導者なしの長途行旅を甚だ困難ならしめたものと解されるからである。十余國、數百里に亘り實に三十三寺の參詣は伊勢神宮、高野山等に増して先導者を必要としたであらう。従つて東國武士が熊野參詣により、西國巡禮への關心を喚起するゝとも、それが彼等の習俗化する迄には、先達その他の面に、尙解決を要する困難が残されていた。畿内の武士層、有力層には或は可能としても、その一般的普及には尙障礙が多く、鎌倉時代彼等の巡禮には大なる期待をかけ得なかつたであらう。

の諸佛の參拜等に廣く用いられている。従つて單に巡禮といふだけでは必しも西國巡禮を意味しない。しかし例へば、後掲室町期の三十二番職人讃歌合等に單に巡禮として、その實、西國巡禮を指している如く、少くとも室町期では西國巡禮が巡禮の主體をなすものと考へられる。本稿では明白に西國巡禮とあるもののみを採用し、單に巡禮とある場合には、當然西國巡禮を含むと解されるもののみ、觸れることとした。

二、現行靈場は次の如くで、順序を除けば靈場の初見寺門高僧記と一致している。現行の順序は文獻的には、享德三年撰撰集(和訓栞所收)が初見である。

第一番、青岸渡寺 二、金剛寶寺 三、粉河寺 四、施福寺 五、葛井寺
六、南法華寺 七、龍蓋寺 八、長谷寺 九、南園堂 十、三室戸寺
十一、上醍醐寺 十二、正法寺 十三、石山寺 十四、三井寺 十五、觀音寺 十六、清水寺 十七、六波羅密寺 十八、六角堂 十九、草堂 二十、善峰寺 二十一、穴太寺 二十二、總持寺 二十三、勝尾寺 二十四、中山寺 二十五、清水寺 二十六、一乗寺 二十七、圓教寺 二十八、成相寺 二十九、松尾寺 三十、寶嚴寺 三十一、長命寺 三十二、觀音正寺 三十三、華嚴寺

三、行者とは修行者の意味で、俗家にも用いられると思はれるが、中世ではこれが用例は殆ど山伏僧侶等に限られる。例へば本文書とほぼ時代を等しくする沙石集の用例を見るに、俗家は含まれない。

唯心房彌勒行者(一ノ八) 豐干禪師の行者(六ノ十七) 尼公地藏の行者(八ノ七) 入道法師の念佛の行者(八ノ十三) 行仙房なる念佛行者(十ノ二) 尚修行者の僧(八ノ六) 興州修行の僧(八ノ十一) 僧の修行(拾遺五) 入道法師の修行(同)その他修行者及修行も一般に僧侶山伏等に限定される。四、もとより筆者の管見内のことであるが、將來と雖も、多くの期待は懸け得ないのではないと思ふ。

五、桂川地藏記に三十三所巡禮行者とあり、又大乘院寺社雜事記延徳四、七、廿九條の關東僧、遼曲簿に……是は西國順禮の沙門にて候とあり、後掲の西國巡禮札にも、容易に數人の僧侶が求められる如く、西國巡禮の一般社會現象化が十分成熟せる室町時代に於ても、依然僧侶は少くない。

六、道興の西國巡禮は明で、その七月廿四日には、九番札所興福寺南園堂に立寄つてゐる。(大乘院寺社雜事記同日條外)

七、應永年間桂川地藏記に三十三所巡禮行者とあり、東勝寺風物語にも巡禮を修行……とあり、大乘院寺社雜事記明應八、三、廿九にも、西國修行の文字がある。近世の事ながら、ある人西國巡禮を思ひたち、鈴木正三にその心得を尋ねた處その答の中に……只乞食し、佛行をなして、業障をつくるべし……とあるのは(廣教橋)西國巡禮の本來の姿を指摘したものである。

註一 巡禮とは、古來多社、多寺の參詣から、狭くは一寺中の諸堂、乃至一堂中

八、石山寺所藏巡禮札永正三年武藏道音、天文十五年近江長源及鸛神社銘の享録二年出羽大寶寺等、三十三回巡禮の例が多く、俗家にも稀に認められる。もとより文字通りに受取り難いが、僧侶が三十三度を理想として度重なる巡禮を實踐した事は疑ないであらう。

九、この反面、簡易な巡禮に、貴族の参加が認められねばならないが、百寺巡禮（後頼口傳集）下 百塔巡禮（山槐記治承四、八、廿一）等に明にその例がある。

一〇、頼朝の觀音信仰に就ては（吾妻鏡、辻氏日本佛教史中世編一ノ四頁）尊氏、正成に就ては（魚澄惣五郎氏古社寺の研究二五二頁）彼等は必しも武士層一般の宗教意識を代表するものではないが、傍證となる。

一一、西國巡禮に東國人が多いのは明白で、後掲の巡禮札十八點中、陸奥、出羽武藏、甲斐、越後等 十二點を含み、又中世末以來地方三十三觀音靈場の東國に於る壓倒的優勢も、これを證明するに外ならないが、私の紀三井寺への問合せの返書によれば、現在も東國の巡禮が比較的多いといふ。

一二、熊野と西國巡禮との關係に就ては尙説くべきことが多い。西國巡禮の發祥を熊野權現に結びつけるものが多いが（西國巡禮細見記）地方觀音靈場の大半も亦、これに慣つてゐる。例へば秩父（武藏風土記稿秩父郡及寶雲寺藏長享二年番附）秋田（秋田六郡三十三觀音巡禮記）尚西國札所の中で、熊野權現を安置し又は守護神とするものも少なくなく、岩間寺、成相寺（丹波与謝海國誌丹波史料三）華嚴寺（同寺某）等はその例。近世以來西國巡禮は、先ず熊野權現の參詣から始むべきとされている。

二

以上 西國巡禮は鎌倉全代を通じ、貴族、武士層の不參加により、僧侶社會内部の慣行的色彩が濃厚で、未だ十分の發展を見るを得なかつた。しかるに漸次的な西國觀音信仰の滲透、交通條件の改善、民衆の身分的、經濟的地位の向上により、その後次第に上向の一路を迫るに至つた。則ち永享の頃々巡禮の人道路織るが如し（竹居清事）とあり、文明の頃々貴となく賤となく往來絶えず路に絡繹する也、何ぞその盛なるや（補菴京華新集）と記され、明應の頃々巡禮の人村に溢れ里に滿つ（天陰悟錄）とうたわれ、同じ頃々士庶歸佛のもの、一たび之に詣

でずんば終身の恥なり（幻雲疏稿）とある。これらは何れも五山禪僧の語録で、多少の誇張は免れぬとしても、室町中期に於る西國巡禮の盛況は動し難く、傍証も亦乏しくない。語録は明應、永正を堺として激減する爲、この有力な史料群も間もなく消滅するが、その後の發展も確實である。例へば永正年間南都の按察得業は西國巡禮の途次、京都の西園寺家を訪問し、（西園寺家記録十二、後竹林院實錄公記永正三、九、廿八）十六番札所京都清水寺では、明應の頃、巡禮多く爲に新堂宇の建設を企圖しており、（幻雲疏稿）又天文元年には地震の爲、堂内の巡禮三・四十人が一舉に惨死したが（言繼卿記天文元年五、廿）これを假に清水寺巡禮の一定時間内の平均値とすれば、巡禮の殷盛また驚くべきものがあらう。

又、同じ頃、三條西實澄の吉野詣記には、往年の岡の觀音に參れり、三十三所の中にて誠に人の往來も繁く見えたり

とあり、信長記にも槇尾寺に就て西國三十三所四番目之順禮觀音靈驗あらた成、大伽藍富貴繁盛、高野山之境内也とある等、山間の小札所にも、巡禮による殷賑が傳聞さるるに至つた。

かくて室町中末期以降の、西國巡禮の盛況も推察されるが、更に巡禮が札所に奉納せる巡禮札は、室町中末期のかゝる趨勢を雄辯に物語つてゐる。現存巡禮札乃至その銘文から巡禮の年次、出身地、姓名等を摘記すれば次の如くで、室町末特に永正を前後とする巡禮の盛況が窺はれよう。

應永十九年	奥州白川	與二郎	睡餘小錄	所收
文明三年	丹波保津	般若左衛門尉	〃	〃
文明十一	紀伊伊都郡古摩村彦五郎	〃	〃	〃
文明十六	陸奥	平清泰	〃	〃
明應五	陸奥會津柳津	中尊寺藏	睡餘小錄	
永正三	武藏吉見	道音	石山寺藏	

永正三 越後 不明

永正四 甲斐布施庄 小池圖書助

永正七 近江山本村 松田太郎兵衛尉

永正八 尾張愛智郡 重綱

永正十三 陸奥國氣仙郡左馬允平久信

大永五 陸奥葛西横澤又次郎平廣持

大永八 丹波 福田遠江守

享祿二 出羽 大寶寺住持

天文四 出羽 長井庄社口

天文五 奥州 葛西清定(坂東秩父と百所巡禮)寶雲寺藏

天文十一 奥州 葛西某(坂東秩父と百所巡禮)中尊寺藏

天文十五 近江石塔寺 長源 石山寺藏

石山寺藏

〃

睡餘小錄

石山寺藏

中尊寺藏

〃

福山史料

福島縣鷲津社銅盤銘

中尊寺藏

中尊寺藏

中尊寺藏

石山寺藏

叙上の如く、中世末に至り漸次西國巡禮が盛況に向ふや、一個の觀音寺院としては、單なる地方寺院でも、靈場に聯ることにより、廣く天下の信仰對象化される。巡禮が未だ不振な前代では、札所の宣傳價值は乏しいが、巡禮が一般的風習化せる段階に於ては、札所は民衆の信仰を聯ぎ寺院の社會的進出を推進する有力な動因とならざるを得ない。中世末期若干の西國札所が、堂宇建立、その他の資金調達の勸進に際し、何れも札所を特筆、強調したのは、當時の西國觀音信仰及巡禮の盛行に基くものといはねばならない。

則ち文正元年廿五番札所播磨清水寺の再建に際し、衆徒等の言上狀に「當寺は欽明天皇の代法道仙人の草創たるを掲げた後、〃本尊者十一面觀音三十三所之其一也〃(清水寺文書五)」とあり、ついで文明五年七番札所大和龍蓋寺の勸進帳にも〃之に加ふるに三十三所靈地十大寺之隨一也〃とある(經覺私要抄文明五年九月十日)のを始めとし、明應七年十六番京都清水寺(幻雲疏稿)永正七年五番藤井寺(藤井寺勸進帳)永正十四年及大永六年、十一番長命寺(長命寺文書)天正八年十五番今熊

野觀音寺(今熊野文書)等の勸進帳及天文元年三十二番觀音正寺(桑實寺緣起)緣起等がその例で、特に比較的小寺院に於て、西國札所の利用價值が高つた。

以上、室町初頭來の西國巡禮の概況を略述したが、それが前代の狭い僧侶世界内部の慣行から一般社會への開放及びその習俗化の過程を示すものであることは、巡禮札に於る俗家の壓倒的優勢等を指摘する迄もなく明白である。

先づその中に、地方社會の支配層たる武士層も少くない。天陰語錄に「士庶歸佛のもの〃とある士には、彼等も内包されたであらうが、巡禮札の平泉葛西氏、小池圖書助、松田太郎兵衛尉等はその例である。しかし巡禮が單に僧侶、武士層のみの慣行に止る限り、高度の發展は期待されず、前掲の巡禮の盛況はより低い庶民の参加なくして考へ難い。前の語錄の賤乃至庶とは、庶民層を指摘したものであらうが、巡禮札にも應永十九年奥州白川與二郎、文明十一年紀伊古摩村彦五郎、更に下野鑿阿寺文書の山河兵部の召仕人等は何れも、これに屬するものであらう。永享の頃備前牛窓地方より西國巡禮せる〃年壯身健〃の男女が庶民であることは、前後關係からして疑ない。(竹居清事後述)更に〃天陰語錄〃が〃國を歷る者八九、日を送ること數旬、熱に觸れ寒を衝き、手足肝低、面目黎黑、大禹の洪水を治する勞の如し〃。

と記し又〃幻雲疏稿〃の

〃門に糊口を訪ひ、裂衣足を褰み、往来憧々、霜辛雪苦、國俗之を三十三所巡禮と謂ふ〃等巡禮に關して一般に暗澹たる叙述の多いのは、一には、その苦行性によるものの、巡禮一般の經濟的貧困の反映でもあるまいか。

西國巡禮所要日數の長日性、それに伴ふ經濟的負擔よりして、彼等は一般に農耕に携る零細農民ではなくして、概して名主層と呼べるべき階層に屬するものであらうが、その間から商人層が輩出するや、彼等は西

國巡禮の殷盛に一翼を荷ふに至つた。

商人の生業からくる現實的生活態度が、彼等をして現世的な觀音信仰に強い關心を抱かしめた事は否定しがたいが、彼等が有する時間的、經濟的條件は、農民に比し西國巡禮をより容易ならしめたであらう。農民が辛うじて一度の巡禮を爲し得るに對し、文明の頃京都一絹布商人が數度の巡禮を成し遂げた中に（補菴京華外集）その鮮かな對照が看取さるであらう。

觀音信仰の有する強い現世利益性と更に來世淨土性とは、早くより庶民を捉へたが、中世に於ても、觀音信仰は最も身近な庶民的信仰であつた。その觀音寺院の三十三乗たる西國觀音靈場が、庶民の強い信仰を喚起するのは當然で、ここに彼等の多數が、幾多の障壁を超越へ、巡禮に参加したのであらう。

しかし一般に一の信仰内容は固定的でなく、特に庶民の信仰の場合、種々な民間信仰が結合して、その内容は複雑化する。ここでも庶民は一切の信仰的願望を西國觀音に投影することにより、その信仰はも早、單純なる觀音信仰とは言ひ得なくなるであらう。この傾向は時代と共に進展し、近世では笈摺に觀音の外、彌陀、勢至の種子文を附記する如く、（中山寺緣起）西國巡禮の信仰要素は多面的であるが、當時の巡禮十徳なるものに依るも、西國巡禮が庶民の凡ゆる信仰的願望に應へんとするものであつたことが窺はれる。

西國巡禮の高い苦行性よりして、その發達には一定の限度があるものの以上によつても中世に於る多數庶民層の西國巡禮は否定し難いであらう。これは貴族の不參加といふ消極的理由と相俟つて、庶民性を西國巡禮の一性格として特色付けることができるものと考へられる。

鎌倉末以降、佃等直營地の減少併に勞働地代より現物、貨幣地代への移行、生産力發展、農地解放、商業發達等の一聯的現象に見られる庶民の經濟地位の向上が、やがて社會各方面に亘り庶民の活躍を鮮に描きだす

に至つたのは明である。參詣巡禮が、その例外でないことは當然で、大なる消費行爲である西國巡禮が、室町初頭以來俄然盛況となつたのも、必しも史料の偶然性のみに歸し難く、鎌倉以來徐々に準備されつゝあつた農民側の巡禮實踐の條件が、この頃に至つて、やうやく成熟しつゝあつた爲といはねばならない。

室町初頭の巡禮の發展は、主として民衆側の主體的條件の確立に負ふものの、他面交通條件の改善といふ客觀條件の變化も見脱し難い。交通機關の整備、交通量の増嵩に伴ふ地理的認識の擴大等が、行旅を漸次容易化し、特に先達の如き道案内の必要度を低減し、參詣者のみの行旅を可能ならしめた。（拙稿熊野先達國史學六十）こゝに至つて室町初期以來西國巡禮のみならず、伊勢參宮、高野山參詣その他一般社寺參詣が、何ら先達組織なくして顯著な發展を遂げ得たのである。

註一、その多くは本稿中に漸次提示されるが、例へば應永頃桂川地藏記、文明年間京都一富商（補菴京華外集）、逸曲薄の僧侶、日野法界寺長享二年落書、その外、

二、札所にはもと多數の巡禮札を藏した筈であるが、中世の巡禮札は管見に於て以上に盡きる。札所への問合せ及現地調査によるも、全く成果を得なかつた。今後と雖も多くの期待は懸けられないであらう。

三、例へば貞治二年三月第十七番六波羅密寺の勸進帳には、札所はうたはれていないやうに、巡禮の未發達な段階に於ては、札所は必しも勸進に役立たなかつたであらう。（六波羅密寺所藏）

四、商人が現實的宗教にひかれた事は疑ない。日蓮宗が商人に多くの信者を見出し、室町時代七福神信仰が商人の間に廣く行互つた。

五、例へば今昔物語集には、觀音靈驗譚四十編が、收載され、地蔵その他の靈驗譚より多く、それ以後、説話集、諸曲等に、民衆の觀音信仰を語るものが多い。

六、中山寺緣起、西國巡禮細見記、（安永五年）觀音靈場記圖繪（小池長之氏示教）等があり、夫々内容を異にするが、延命長久、子孫繁昌、諸難即滅、淨土往生の外一切の利益に觸れてゐる。

七、近世西國巡禮史料は現在迄余り數多く檢出し得なかつたが、その好箇の史料の一、田邊大輿による西國巡禮の濃厚な庶民性は疑ない。本書は紀伊田邊町（現和歌山縣田邊市）の記録で、ここを通る巡禮が、多く庶民と解されるの

は同書の熊野參詣者が、武士、藩主の代官等であるのと、明白な對照をなしてゐる。

三

室町以降、西國巡禮は、漸次隆盛に赴いたが、當時の主觀的客觀的條件下に於て庶民はしかく容易に實踐し得たのではなく、諸々の障礙の克服を必要とせねばならなかつた。従つて巡禮は、一の多難な求道者として、社會より一種の敬意を以て遇せられたのも亦當然であらう。近世初期慶長見聞集等の著者三浦淨心の「順禮物語」によれば、彼の壯年頃關東地方の村の寄合には「西國巡禮せし者」をば、今生後生諸願成就せし人として老若下賤を置ばず上座につけ、その爲に巡禮が多かつたといふ。郷土の巡禮に對する社會的尊敬が、彼等の日常生活に具體化され、やがて郷土農民の巡禮を推進したことを示すものである。足利鐔阿寺文書にも室町中頃一中間が、主人と覺しき者より、前途への紹介狀を受けて西國巡禮に旅立つたが、一般に巡禮が郷土の溫い聲援に送られて出發した事は否定し難いであらう。

更に彼等は郷土のみならず、沿道の同情により、巡禮實踐の障害を排除しつゝあつた。中世社會は一般に僧侶又は社寺參詣者に對し、好意を寄せてゐる。慈悲の精神に立つ寺院僧侶が、鎌倉中期以降彼等の爲に設けた宿泊所休息所たる且過堂、接待所（拙稿中世に於る交通施設の發達と僧侶との關係交通文化三〇號）の恩恵に、西國巡禮も亦均霑し得たであらう。更に札所寺院中には、比較的早期より巡禮への同情が、具體化されている。則ち嘉曆二年阿闍梨行祐は、勝尾寺に、廻國巡禮行者の一飯料として私領田を寄進して恒久財源とした。（勝尾寺文書）文明四年巡禮四・五人が興福寺一言主祠の拜殿西間に宿泊したが、（東院年中行事記五、文明四、七、廿一）寺内南圓堂が、九番札所たる關係より、同所は

當時巡禮の宿泊所に開放されたのであらう。更に室町中期の、三十二番職人歌合の巡禮の歌

同行のめぐる御てらのそのかず三十三の茶がはりもがな

によれば、札所の茶の接待は、當時既に普遍化してゐたものと解される。かくの如く寺院特に札所が、佛教の慈悲の精神に立ち、巡禮に種々の便宜を供與したことは疑ないが、一般社會の附與する利便は、尙これに優るものがあつた。

太平記にも、西國巡禮の山伏が路に踏迷て一民家に一夜の宿を乞ひたる處……是こそ可然佛神ノ御計ヒト覺テ候へ……と歡迎され（五大塔宮熊野落事）永享の頃々竹居清事々によれば「茶店の十の内八九は、これが報酬を求めず、邊土田舎の疲民窮戸と呼ぶべき貧民も、己食はずしても西國巡禮に食を與へる者多く、延徳明應の頃の「天陰語錄」には、西國巡禮の盛況を述べて、

……舟師憐んで之を賃せず、或は食を推して之を食はせ、或は衣を推して之を衣す……

と結んでゐる等、表現の誇張を考慮しても、西國巡禮に對する一般社會の深い同情は察知するに難くない。これら史料の提供者が京都禪僧である點、描かれた風景も又畿内乃至その周邊地域のそれであらうが、世人の同情は必しもそこに限定されず、遠隔地に於ても又巡禮に注れている。例へば大永の頃連歌師宗長は駿河の豪族下野守時茂に對し、巡禮を優遇しすぎると戒めている（宗長手記）し、前掲鐔阿寺文書の紹介狀により、沿道の接待も亦期待されたであらう。

かくの如く豪族から舟子、窮民等に至る一般社會の巡禮に與へる同情接待は何によるものであるか。一般に參詣者に對する沿道の接待、給與は、單なる親近感、尊敬等の外、施物を媒介とする參詣者との結縁を通じて、自己も亦神佛の慈悲に均霑し得るとの信仰的確信によるに外ならない。西國巡禮の場合も亦、要するに、世人のかゝる信仰的念願に發する

ものの、西國巡禮の體驗する一社一寺參詣に比すべくもない高い苦行性と困難性とが、特に世人の共感を呼び、西國巡禮への接待を、廣汎な一般的習俗に迄昂めしめたのであらう。

かくの如き巡禮と社會との親近的關係は、やがて社會的脫落者をして、巡禮に假裝し、巡禮を生活手段となす誘因を生むに至つた。室町中期以前と推定さるゝ三十二番職人歌合には、西國巡禮と高野聖との二回の歌合が收載されている。本書の登場人物は何れも冒頭のクイやしきものゝで農民、材木賣、箕つくり等の農商工の外、大部が猿ひき、かねたゝき等の賤民で、書名の職人とは、單なる手工業者に止らず、より廣汎な生業、職業人を意味している。従つてこの巡禮も又、僧侶、俗家の單なる一時的姿態たる巡禮ではなくして、巡禮といふ職業を指し、いはば職業的巡禮と解されねばならない。それは同書に、その數多い、かねたゝき、鉢たゝき等の如き托鉢、物もらひにその生活を依存する乞食の一味に相違なく、その評にも……共雖結佛道修行之果、互慕人間榮耀之花……とあり、高野聖と共に俗臭蔽ひ難きものがある。

かゝる乞食的巡禮の、本書への登場は、彼等のかなりな、普遍的存在を意味すると解されるが、幸ひ奈良にその具體例を見ることができ。興福寺では、室町中期、毎年正月二日乞食の施食を慣行としたが、經覺私要抄長祿四年正月二日の條に

今日乞食三百余人來云々、餅一枚、用途二錢各引之とあるのを始め、此後寛正二年、同六年の同日條にも認められる。然るに文明三年正月二日の條に至り、

一、乞食往來僧百七十八人之間、餅一、用途一文引之、此外巡禮者至夕多之間、或餅、或用途皆以替之云々
とあり、多數の巡禮が、乞食往來僧と同じ施與を受けたが、彼等も亦單なる巡禮ではなくして、乞食的巡禮と考へられる。これは必しも西國巡禮と限定し難いが、同寺南圓堂が札所である事實等からしても、西國巡

禮が主體となるであらう。

室町時代生産力の發展、商業の發達等に伴ひ、農民の階層分化が激化し、富裕者と共に多數の零細農を不斷に生みだした。この中、比較的富裕層に、巡禮の機會が附與され、彼等の増加が、巡禮盛行の一因と解されるに對し、職業的巡禮發生の一の社會的基盤は、この零細農にあつたのであらう。彼等零細農の前途には、更に轉落の深淵が横はり、或は身賣して下人、所從化し、或は乞食等の社會的脫落者に落ち行くのであつて、その際巡禮を假裝して生活の糧とするものが多つたのであらう。

一體、我國では上代以降、社會的脫落者が迎へる一の形態に、半ば僧侶的扮裝をとるかねたゝき、鉢たゝき、算おき等の信仰的賤者があつた。これは一には僧侶に對する社會的尊敬に基づく有利性より發生したものと考へられるが、巡禮も亦その一型態であらう。則ち巡禮に對する社會的同情により、社會的脫落者が、巡禮假裝の効果を感知した結果であらうが、この後、一部巡禮の乞食的性格は愈々顯在化し、近世に於ては、巡禮は乞食の同名化するまでに至るのである。

中世社會が一般に巡禮を温く遇したとはいへ、巡禮に對し、何らの信仰的共感を抱かず、むしろ批判的態度をとるものも、少くないであらうが、巡禮の不純化が加はるに伴ひ、かゝる傾向は漸次進展せざるを得ない。大永年間駿河の一豪族に對し巡禮する者を唐土には遊手の民として許容せずとなんとして巡禮への優遇を戒めた（宗長手記）連歌師宗長の如きもその一人であらう。巡禮の宿泊に好意的な寺院の内でも、文明十七年東寺八幡宮番役請文の一條に、

一、順禮以下の男女よるとめおくべからず、
と、その理由鮮明を欠くも、順禮の夜宿を禁止している（東寺百合文書を14上）等の例を見る。この後中世末巡禮その他の參詣者が、その流動性の故に、領内の機密保持に腐心する戰國諸侯より次第に敬遠され、通行、宿泊に制限を受くるに至つた。文明年間、周防大内氏が巡禮の山口滞在

日數を三日以内に制限し、(大内家壁書) 今川氏親が永正十一年領内の長谷寺に下した制札にも、直接巡禮ではないが、

一十こくなどの修行者に私として宿をかすことを禁止している(長谷寺文書)。その後、近世幕藩制の成立は、一般に旅行者に對する嚴重な御戒心を解除するに役立つたが、中には中世的な政治的封鎖性を、そのまゝ長期に傳持する大名もあり、藩内の機密保持の必要は、輕減されず、その爲に種々な手段を講じている。島津氏はその例で、同氏が寛文十二年廻國の巡禮及び行脚體のもの領内入國を全く禁止した(北郷文書)のも、その一手段であることは疑ない。以上の巡禮は、必しも西國巡禮に限らず、又、巡禮への束縛、制限も主として政治的理由に基因するであらうが、そこには自ら中世社會の一般巡禮觀との相異が感知さるであらう。既にここに西國巡禮と乞食とを同一視する近世的巡禮觀が胚胎しているのではあるまいか。

註一、本書は小池長之氏の示教にかかる。

註二、中世就中室町期に於る乞食の氾濫は多くの文獻が示してゐるが、永享年間來朝一朝鮮使節の老松堂日本行錄の左の一節からも偲ばれる。

“日本人多、又多飢人、又多殘疾、處々路邊會坐、逢行人則乞錢”
尙、臥雲日件錄“長祿二、三、三條によれば、京都六角堂で毎日乞食八千人に施食が行はれた。

尙奈良附近に非人乞食の多い事は、鎌倉時代であるが、西大寺叡尊が三千三百三十五人の非人一人毎に三十文宛施し、更に建治元年大和地方の非人八百七十余人に授戒しており、(辻氏日本佛教中世編一) 又中世を通じ奈良近郊に非人小屋があつた。

三、近世に於て西國巡禮を装ふ乞食輩は極めて多く、世人の注目を惹く處となつてゐる。本居内藤の“賤者考”にも、乞食にもくさゝあるべし(中略)その余習六十六部の納經、西國巡禮、二十四輩巡、四國遍路、善光寺參など類多し“とあり、又嬉遊笑覽(卷十一乞士)にも
“物もらひ、昔より偽り多し順禮伊勢詣、納經……とある。更に讃岐には、西國遍路と呼ばれる乞食があつたといはれ(サイコクといふ賤者について大西一外民族と歴史二ノ二)る等、ここに西國巡禮乞食同視觀が現はれてゐる。

四、明應頃西國巡禮の囊中の糧を奪ひ、笠底の金を取る關守、山賊の輩があり、(幻雲疏藁) 又天文年間、必しも西國巡禮とはいへないが、奈良に巡禮の女を傾城屋に賣飛すものがあつた(天文年間日次記) 等、巡禮と雖も、幾多の危険を免れなかつた。

四

西國巡禮は多數寺院の參詣で、單一社寺參詣とその性格を異にする爲そこには自ら諸々の特殊習俗が發達するに至つた。その第一は、笈摺による制服化である。

近世風俗志(第六編雜業西國巡禮)に

“其扮、男女ともに平服の表に木綿の無袖、半身の單を著す、號ておひずると云父母あるもの左右茜染、父母ともに亡きものは全く白也”とあるが、これは既に三十二番職人盡歌合に“おひずりに花の香しめて中いりの都の人の袖くらべん”とあり、室町中期迄には既に習俗化していた。この笈摺の背に出身國、姓名等を墨書する風も、天陰語錄に“背後尺布を貼じ、書して曰く、三十三所巡禮某國某里”とある如く、室町以來の慣行である。

笈摺の起源、意義、効用等に就ては明瞭でないが、第三十三番札所美濃華嚴寺の巡禮歌に

“今までは親と頼みし笈摺を脱て納む”

美濃の谷波

とあり、笈摺は最後の札所で奉納されるが、秩父巡禮亦同様である。(新編武藏風土記二百五十九刊本十二、秩父郡十四) 華嚴寺で行はれる精進落しの習俗よりしても(新撰美濃志) 笈摺を脱ぐことは、則ち求道者より俗家への復歸を意味し、従つて笈摺は、親の如き巡禮の保護者であると共に、巡禮が俗體、俗衣を易へず、そのまゝ佛道修行を可能ならしむる一

種の靈衣と看ぜられていたのであらう。かゝる笈摺に對する一種の神秘感、やがて俗信と結合し、巡禮を離れて往々笈摺それ自體に、何らかの呪術的效用の具はるものとされ易い。則ち明應七年五月、京都に子供を食ふ鬼出現の噂に、七才以下の童子巡禮跡にて清水寺或講堂に參詣すれば、災を遁れ得るといはれ、為に競つて參詣したといふ。(後法興院政家記明應七、五、十五) この巡禮跡なる特殊の風俗が、當時西國巡禮の笈摺以外にあつたとは考へられない。ここに當時世人が笈摺自體の持つ呪術力を信じていたと解されるが、この後近世に入り巡禮と民衆とが一層接近するに伴ひ、笈摺のかゝる廢除としての利用はより一般化したであらう。例へば正徳の頃、幕府は疱瘡の願立に、小兒に笈摺を著せて參詣させるのを禁止している。(俳諧、三疋猿)

笈摺による制服化は、對社會關係に於て巡禮の識別を一見明瞭ならしめ、接待、好意を受け易からしめたであらうが、巡禮相互間では、武士農民、貴賤、貧富、夫々の世俗的身分、地位の標識たる俗衣の包蔽により、彼等を佛の前に平等化し、同一信仰實踐者たる共同意識を昂め、更に出身國、姓名を明記して、親近感の深化に役立つたであらう。

次に巡禮歌であるが、これが起源も明瞭でない。巡禮歌の初見は、久原文庫藏々西國巡禮縁起々で岡田希雄氏は、天文年間作と推定しているが明でない。(前掲論文) 信憑すべきものでは、太田牛一の太閤記が初見で、その十六卷に

……麓なる寺院(三室戸寺)三十三所の順禮札をうつ観音堂あり、順禮歌とて昔より。

夜もすがら月を見むるも明行は宇治の川瀬に立はしら波とあるが、この巡禮歌は先の々西國巡禮縁起々同様現行のものである。

本書の制作年代は、寛永初年なるも、昔より云々からすれば、遅くも、巡禮歌は中世末迄には成立していたものであらうが、久松潜一博士も亦、歌の格調からして、現行巡禮歌の成立を室町時代と斷定されている。

信仰と詠唱とは古今東西深い關係を有し、我國にも平安時代和讃以來數々の宗教音楽を見る。宗教音楽は、宗教的體驗の深化に寄與するが、巡禮歌の詠唱も亦、巡禮求道の喜を昂め、巡禮を深い法悅境に導入し、更に江戸時代中期の々秩父三十四所觀音靈驗圓通傳々々々巡禮の人長途の勞を忘れん爲詠歌を詠ずとある如く巡禮の苦行感を輕減したであらう。巡禮歌の詠唱は、笈摺と共に、巡禮相互の同志性の象徴であり、相互の親近感を呼び起し、彼等の間に共同社會的意識を育むに成功したものと考へられる。

最後に西國巡禮第三の特殊慣行として、巡禮札の奉納、則ち納札を擧げねばならない。前述の如く、現在、應永十九年を最古とする相當數の西國巡禮札が発見されるが、坂東巡禮札は、より早く足利鐔阿寺に曆應二年のものがある。坂東札所に見る諸々の慣行は、亦西國札所の移植である故、西國巡禮の納札の起源は、當然曆應以前に遡及する。納札も當初は、部分的慣行にすぎず、それが漸次全般的慣行に普遍化したものであらうが、室町初期には明かに、その段階に到達していた。即ち應永末の作品々桂川地藏記々には

々或有三十三所巡禮行者打簡、或有六十六部回國之經聖負笈々とあり、又永享の頃々竹居清事々は

々々小簡某土某人三十三所巡禮の字を書し、これを佛宇に貼る々と誌してゐるが、かゝる表現形式は、納札の一般的慣行を示すに十分であらう。又此頃一狂女が九番札所興福寺南圓堂壇上で、巡禮札を取集めて焼却した處、火事と間違へて、方々の人々が馳けつけたといふ騒ぎからも、同寺に集積された多量の巡禮札が推察される(經覺私要抄文安四年二月十一日)が、この後の納札の普遍的慣行は現存巡禮札や文獻からも明瞭である。(經覺私要抄文正二、五、八鶯林拾葉集、諸曲薄)更に納札は巡禮の單なる慣行であるに止らず、巡禮の終極目標である意味に於て、その信仰的意義は大い。(竹居清事その外)これは西國靈場が札所と呼ばれ

現在巡禮及四國遍路行爲が時に々札を打つ々の々打つ々といふ表現形式をとる事からも否定し難い。

納札は、姓名出身地を佛に告げ、佛の永久的加護と結縁とを期待する信仰心理に基づく行爲であらうが、この納札心理は、落書に一脈通ずるものがある。参詣者による社寺堂宇の落書は、鎌倉時代以來諸方に見れるが、元龜の頃四國遍路が土佐一宮の壁板に誌した

かきをくもかたみとなれや筆の跡

我はいづくの土となるとも

との落書心理は、現在尙變りない。西國巡禮の納札も亦、巡禮行爲の記念碑的意義を持つもので、落書が主に人を意識しての行爲に對し、納札は佛を對象とし、巡禮という一時的行爲を永久化し、佛との永遠的結縁を企圖したものであらう。その爲には、巡禮札は風雪と時間に對する耐久性が希ましく、従つて形態は小より大が、素材は紙より木、更に金屬が、墨書より刻字がより永久性を有するが、現存巡禮札は、この進展過程を大體に於て、裏書きしており、巡禮の悲願は達せられて、現存するもの少しとしない。西國巡禮の特殊習俗として、以上笈摺、巡禮歌、納札の三點が指摘されるが、これらは必しも西國巡禮の獨創とは限らず、先行的宗教習俗の繼承發展であるかも知れない。例へば俊賴口傳集下の赤染衛門歌に對する俊賴の評に……百寺うつとして東山の邊にありきけるに……とあるよりすれば、既に平安末期百寺巡禮に何らかの納札習俗の存在は明である。巡禮歌、笈摺に就ては明証を欠くが、何れにせよ、それが前述の如き形態に完成されたのは、やはり西國巡禮に於てであらう。

後述の如くこれらは坂東靈場等の地方觀音靈場に踏襲され、近世靈場の全國的成立に伴ひ、津々浦々に傳播し、一般社會の習俗化する迄に至つた。

註一、この巡禮歌は天文年間作とされる“久原文庫”の“西國巡禮緣起”には見

へず、近世の作と思はれるが、歌に盛られた笈摺奉納の習俗及巡禮の笈摺觀は中世以來のことであり、従つて次の後法興院政家記の如き記事を見るのである。

二、現行巡禮歌の製作年代に就て、昭和廿五年六月、東大國文學研究室助手秋山虔氏を通じて、久松博士の御教示を乞ふたところ、同氏より左の返事があつた。

三、順禮歌は俊成風の釋教歌を経て、うたふ要素が入り、閑吟集的な三、四、四、三、の音數律意識が見るところからすれば、室町時代（鎌倉時代には絶対に上れない）の歌體である由。

三、例へば宇治平等院鳳凰堂扉には、嘉曆三年高野山参詣者の落書あり、山城法界寺阿彌陀堂扉の“長享二年二月十三日三十三ヶ所巡禮□行候”との落書は、十二番醍醐寺より十三番三室戸寺への途次に誌したものであらう。

四、本史料は西森卓氏の示教にかゝる。尙西國巡禮と落書との深い關係は、中山寺緣起（二十四番札所）の巡禮の禁制に、

一、當時堂舍寺院に落書せしむる事とあり、“醒睡笑”にも一字も知らぬ順禮が落書の必要から生國姓名を習つたといふ話を傳へてゐる。

五、比較的早期の足利銀阿寺の巡禮札は、小さな木片に墨書に書式も一定していないが、後、大となり最後の享祿四年に至つて眞鍮板となり、石山寺のは永く木札であるが、天文十五年眞鍮板を見る。

六、山棟記治承四年三月廿一日條に……自今日禮百塔……今日禮四十五基每塔奉押摺寫……とあるのも、それに類するであらう。

五

西國巡禮に對する社會の援助、接待が、巡禮の經濟的負擔を軽減し、庶民巡禮の發展に寄與したとするも、その意義の過大評價は危險で、庶民の巡禮實踐には依然尙多くの困難が残されていた。かゝる矛盾の一解決が、この巡禮への施與で、巡禮との結縁を通じて信仰的充足を期待し得たが、先述の如き室町中末期以降多くの札所寺院の勸進に應ずる民衆の期待も亦、同様なものであらう。しかしかゝる機會に、惠まるゝ者は限定され、到底一般社會の要望に應じ得るものではない。ここに西國觀音の種々な形態による勸請が、より廣汎な庶民の巡禮實踐の困難を救済せんとして企圖されたのである。

古來密教等に於ては、佛、菩薩等を畫圖に象徴化せる曼荼羅を信仰對象としたが、西國巡禮にも亦、同様のものが認められ、康富記寶徳二年二月廿五日條に次の如き記載がある。

伊勢塔勸進聖謁之、三十三所巡禮觀音摺本画一鋪出之、令悅喜之、既令安置此亭了々

この伊勢塔勸進聖とは、但馬城崎郡の人景房で、伊勢山田に塔婆の建立を企圖し、先に勸進帳の草案を中原康富に依頼したが、その完成に際し康富謝禮として三十三所巡禮觀音摺本を受け、邸内に安置した。摺寫、印刷は相當多數の需要者、讀者の存在を前提とする故、三十三所巡禮觀音摺本は、當時の西國巡禮の盛行の上に廣汎な配布を目的とするが、當然これに先行して、西國觀音の肉筆畫圖が流布されていたであらう。乍然單なる一幅の三十三所觀音圖乃至摺寫の附與する印象は、一般に平板で、大なる心理的効果を齎らし難く、人々に宗教的感動を惹起さすには、畫圖は精巧莊嚴、且藝術的にも高いものでなければならぬ。永享の頃、備前仲瑛書記が、西國三十三所觀音を、三十三幅畫（一圖でなく）にし、金碧を以て裝飾し、その精巧さが廣く喧傳され、遂に上覽に達した（竹居清事）のはその例であらう。

しかし乍、信仰の客體としては、平面畫よりは立體的な彫像が更に効果的であつた。それには文明十七年京都絹布商道榮の如く（補菴京華外集）個人が邸宅内に設立せる非公開のものもあるが、文明十六年近江妙高寺明榮が、工に命じて西國觀音像を彫み、一堂内に安置し（補菴京華別集）たのを始め、廣く京都（補菴京華新集）、京都相國寺（藤原軒日錄文明十八十一、三）大和（大乗院寺社雜事記長享元、十、廿八）越前（天蔭語錄）等主として僧侶の企畫にかゝる公開的なものが壓倒的に多かつた。以上中世に於て三十三所觀音像は、諸所に見られるが、近世に入れば、後述の西國靈場の地方移植と共に普遍化されるに至つた。しかし、その画像作成の目的が、西國巡禮の代替にあることは、文明の頃補菴京華新

集にク一瞻禮間、三十三所歷々在目、不舉一趾、以償巡禮之勞々とあり、又はク不費脚力一禮而盡々（補菴京華別集）爲であり、越前ではク一稱一禮之人不起座不移歩々目的を達成し得るからである（天蔭語錄）等明白である。如斯僧侶が西國觀音を一圖一堂に縮圖化し、西國巡禮同様の効驗を力説し、坐して人々に巡禮の喜悅を頒たんとしたのである。しかし乍ら、かゝる美名の蔭にはより強い寺院側の現實的意圖が秘されているであらう。則ち西國觀音畫像を以て、寺院と地方民衆との結合を計り、參詣による財政收入を企圖したものと解される。しかしそれにも拘らず、庶民が、或程度の信仰的渴を醫し得たことは疑ないのであつて、更に、これは前述備前牛窓や中原康富の場合より推察さるる如く、老人、貴族等肉體的困難者の要望にも亦應へるものがあつたのである。

註一、近世の西國三十三所名所圖繪によれば、田丸城下に近い伊勢の大辻觀音菴には、三十三所觀世音の石像、大和天満山長法寺、河内葉室佛眼寺に三十三所觀音像が安置されてゐる。又札所にも三十三所觀音を祀る處多く、第二番紀三井寺、七番岡寺等にその例を見る。石山要記によれば寶曆の頃一商人によつて石山寺内に、三十三所觀音を祀る觀音堂が建立された。

六

十余國、數百里、所要日數百余日に及ぶ、西國巡禮の、單なる西國觀音畫圖像信仰への代替は、極めて安易なる方法であるだけに、民衆に必しも多くの信仰的充足感を與へ得なかつたであらう。こゝに同じく西國巡禮實踐の困難に基き、しかも民衆の信仰的欲求に、一段高度に應ぜんとするものに、西國觀音靈場の地方移植があつた。これは末社末寺の勸請にも比すべく、一郡乃至數郡、一國乃至數國を地域的單元とする觀音寺院卅三所の巡拜を以て西國巡禮に准ぜしむるものである。

かゝる地方靈場の發生は、その成立に伴ふ、諸々の困難より推して當

然畫像等より後次的なものであらうが、史料的には、後者の南北朝に對し、前者は既に鎌倉初中期迄跡付られる。則ち坂東靈場がそれであるがその確證は舊陸奥一ノ宮、現在福島縣東白河郡八槻村都々古別神社の十一面觀音像の次の如き台座銘である。

敬白

奉造立十一面觀世音菩薩像

右成辨修行三十三所觀音靈地之間

於八溝山觀音堂上院參籠三百ヶ日

之御籠□其道依當社別當之□

一面大和國長谷之

十字大

本佛之威儀所奉造立之狀如件

天福二年七月十九日

願主 別當少僧□意

□求并沙門成辨

則ち僧侶成辨が、三十三所觀音靈地を修行中、常陸八溝山觀音堂に三百日の參籠をなし、たまたま都々古別社別當に會し、大和長谷寺本尊に模して、十一面觀音像を造立したといふ。この八溝山觀音堂則ち日輪寺は坂東廿一番札所である故、この三十三所觀音靈地が則ち坂東三十三番靈場であることは疑ない。かゝる早期の坂東靈場の成立は、鎌倉幕府設置以來顯著な東國、畿内間の文化交渉の一結實であり、更に淨土教の關東傳播に對する坂東靈場を構成する天台眞言寺院の對應策の一環とも解されるが、坂東より當時ある程度の西國巡禮が行はれたものと見ねばならぬ。

しかし乍らその後、西國巡禮同様鎌倉全代を通じ、巡禮の徴し得るものなく、南北朝以後やうやく、一般社會現象化され、俗家の巡禮漸次増加した。則ち足利饒阿寺の巡禮札によれば、曆應三年十月相州住人江川某を初とし、文安六年下野宇都宮の某、文明三年武藏の住人某、同五

年相州西郡の源五郎兵衛三郎、同九年武藏藏の助三郎、助二郎等がそれで、外に延徳五年下野結城の巡禮札が提醒記談に收載されている如く、その出自は多く關東内に限られた。しかるに陸奥中尊寺に延徳四年、奥州西岩井郡の葛西清泰、埼玉縣寶雲寺に天文四年、奥州住道安の坂東巡禮札あり、先の饒阿寺にも享祿四年、山城比丘妙善の巡禮札を見る。この外會津塔寺八幡長帳文龜二年の條には、此とし常化殿坂東巡禮とある。

以上は、坂東靈場が、室町末期に至つて、漸次地方性の脱却化に成功しつゝある事を暗示しているが、事實その歴史性と、關東一圓に跨る地理的好條件とに依り、坂東靈場は常に、西國靈場と併舉され、全國的に巡禮を吸引するに至つた。天文六年頃の作とされる東勝寺鼠物語に……谷汲にて札を納め又四國遍路坂東順禮などして諸國を修行仕けるに……とあり、狂言ク呂蓮々やク六人僧々の

ク是より直ちに西國、四國、坂東八ヶ國を巡つて靈場を拜まうと思ふが何とあらう……

も恐らく、西國、坂東兩巡禮を指すものであり、更に後述の如く西國坂東秩父百ヶ所巡禮の成立により、坂東靈場は、完全にその地方性を脱却するに至つた。坂東靈場を除外すれば、地方靈場の成立は何れも室町以降で西國巡禮の發展に伴ふ。

飯尾永祥の享徳三年著、撮撰集（和訓栞明治三二年刊本下所收）收載の三十三所觀音は、正に近世のク洛陽三十三所々に外ならない。この後康富記文安六年五月一日條に

ク今曉予夢、飯尾二千對合會釋之後、新三十三所之注文折紙、與予云此處々可參詣之由示之間、可參之由領掌之氣在之者也

とある。夢中の新三十三所は、もとより實在ではないが、その背景には京都を中心とせる觀音三十三所の存在が考へられねばならぬものの、これが先のク洛陽三十三所々か否やは斷定し難い。

歸東地方には坂東靈場の外秩父靈場があるがその初見は、秩父法性寺所藏長享二年秩父巡禮番付（埼玉縣史四所收）である。しかるにこの内觀音像十七體の製作年代が、室町時代である事等よりして、秩父靈場の成立は、長享を余り遡らない時期と解されている（埼玉縣史四）現存巡禮札によれば、享祿四年を最古とし、天文六年、十三年、廿四年の四枚あり、この内三枚は武藏（二枚秩父、一枚近傍大里郡）一枚北國（北陸か）の巡禮で、（寶雲寺所藏）この限りに於て、その地方性は消し難い。

更に静岡縣小笠郡西郷村觀音寺の慶安二年六月寺社奉行宛願書によれば、遠江三十三番札所は中世に發祥していたものの如く、（静岡縣史料四ノP_{四〇}）更に永正年間には、陸奥南部糠部郡靈場の成立がある。則ち南部叢書五收錄、安永年間作製の『封内鄉村志』二戸郡鳥越村觀音堂別當福院及朝日觀音堂の兩所に、永正九年奥州糠部郡三十三所巡禮札の引用を見る。尙奥州の豪族葛西氏は前記の如く室町中頃以降、代々、西國及坂東巡禮をなして、中尊寺に納札した。この中尊寺を中心に、現在磐井郡三十三觀音靈場があるが、札所である同寺經藏及中院の天正十四年葛西氏娘の納札二枚は同靈場の中世的存在を示すものであらう。^{註三}

中世に於て成立せる地方三十三觀音靈場は、管見の限り、以上に盡きるが、東國地域の集中的存在は、亦當該地域に見る西國巡禮發達の反映に外ならない。

叙上の如く、地方靈場は、中世末期以降漸次成立するが、やがて近世に入り、全國的な普及を見るに至つた。これは中世末期に於る莊園制の崩壊、鄉村制の發達に基づく、廣汎な地域に亘る多數寺院の提携を容易ならしむる社會的條件の成熟に負ふものであらうが、當時の西國觀音信仰及西國巡禮の普及による、地方民衆の信仰的要望に發することも疑ないであらう。更にその一因が、先の觀音畫圖像同様、民衆の西國巡禮への渴に應へんとする僧侶、寺院の宗教的熱情にあると共に、それにも増して、現實的要請が、彼等僧侶を動したものと考へざるを得ない。

中世末、莊園制崩壊により、寺院の土地收入は激減し、又その財政援助者の隆替興亡激しく、一般に寺院經營の困難が痛感されるに至つた。前掲西國靈場が、主として資金調達の方法とせる勸進、及參詣者の賽銭が、中世末、寺院の主要財源化したのは、以上の情勢の轉換に基き、寺院の經濟的基盤が、限定された既成の財源を越へて、漸次廣汎に民衆の間に移行しつゝあることを示すものである。^{註四}

地方靈場の成立にも、以上の事態に對應し、民衆の信仰と、巡禮による財政的寄與を狙ひ、地域と宗派とを越へて一體化せる現地寺院の積極的熱意が多分に原動力となつたのであらう。

秩父靈場に多數の曹洞寺院の参加せる事實に、その現實的意圖が讀み取られるのではあるまいか。從來觀音靈場は、祈禱佛教的性格の濃厚なる天台、眞言寺院に限定されたが、ここに、元來宗旨の本義に照し、偶像信仰の許容されない曹洞寺院が、觀音像を寺院の中樞的信仰對象となすに止らず、更に積極的に觀音靈場の成立に參畫せる事實は、曹洞宗寺院を中心とせる秩父靈場の、多分に民衆信仰及び、その經濟効果の獲得を目的とする、現實的意圖を示すものではあるまいか。^{註五}

かくの如く地方靈場の成立は、一般に民衆信仰の獲得と、巡禮の吸引とを目的とする現地寺院の協同工作に、その主因を求むべきであらうがこれは、近世に至つて、いよいよ露骨化し、更に現在尙、同じ明白な目的を以て、地方三十三觀音靈場が諸所に設立されつゝあるのである。^{註六}

しかし、坂東靈場が、その歴史性と關東一圓に亘る立地條件とにより西國靈場に互して發展し得たのに反し、地方靈場は一般に地方性と偏頗性よりして、狹隘な信仰圈を擁するに過ぎず、地方性を脱却し、廣汎な巡禮を吸収するのは頗る難事であつた。特にかの僻地山間に成立せる秩父靈場が、單なる地方靈場に終るのは、むしろ宿命付けられたものといはざるを得ない。しかるに秩父靈場は、積極的工作によつて、その地理的條件を克服し西國、坂東靈場に互して、廣汎な巡禮の誘引に成功した

のである。

長享二年秩父札所番付に、かの播磨書寫山圓教寺性空が、第一に秩父巡禮、二番坂東巡禮、三番西國巡禮と定めたところ中には、勿論架空のこと乍ら、秩父側の田舎靈場に甘受せず、西國、坂東靈場に比肩せんとする意欲が窺はれる。かかる意欲の具體的工作は、秩父三十三所を三十四所となし、西國、坂東、秩父百ヶ所巡禮の提唱であつた。秩父靈場は長享二年秩父札所番付に三十三所とあるが、天文五年、西國坂東秩父百所の巡禮札を（寶雲寺藏）見るのは、既に當時、秩父を三十四所とする三靈場、百ヶ所巡禮の成立を意味するが、その後秩父靈場は現在迄三十四所を以て構成されている。觀音巡禮の、いはば本質的數値たる三十三の改變の目標が、西國、坂東、秩父百ヶ所に在るのは疑問の余地なく、秩父札所側の地方性脱却化への、一積極的方策であつた。

然してこの意圖は果して奏功し、前掲の如く狹隘な信仰圈を擁するに過ぎない秩父靈場も、西國、坂東兩靈場との一體化により始めて廣汎な巡禮の吸收に成功するに至つた。天文五年、奥州葛西清定の西國、坂東、秩父百ヶ所巡禮（寶雲寺藏巡禮札）の外、同じく天文十一年にも百所巡禮札があるが、（中尊寺藏）更に獨り奥羽に限らず中國地域の巡禮も少くない。

則ち天文十年九月廿四日安藝嚴島神社の大願寺住僧尊海が、同社へ寄進せる輪藏に關する起請文末尾の、

……如此新成儀書付置候事、於虛言者、尊海六十六部、東西秩父順禮四國遍路、三禪定隨成就、空捨佛種、阿鼻城爲家者也、（大願寺文書）の記載が注目されるが、凡そその意味は次の二様に解される。

則ち一は、若し以上の事實が虚言ならば、たとひ尊海は六十六部及坂東西國秩父の巡禮及四國遍路の三禪定を成就するとも阿鼻城の地獄に落ちるといふ假定的表現か、又は

々尊海既に以上の三禪定を成就したが……阿鼻城に落ちる。

といふ既定事實かの二様であるが、この兩者の差異はそれ程重大ではない。この起請文の六十六部、東西秩父順禮四國遍路云々等が、單に尊海の個人的願望乃至實踐に止るか、又は中國地方に於る一の習俗かは明白でないとしても、秩父巡禮が、東西巡禮（坂東西國）と一體的に、一人格により、中國地方からも行はれ得る可能性を物語つてゐる。尙近世に於る、秩父、坂東、西國札所の一體的關係は、鹽尻（七六）の

……右の内にも又靈なる所を順禮するもあり。中略。秩父、坂東一百八十八所も西國三十三所、四國遍路八十八所に六十六部を一にして回る者多し……からも推測され、それを裏書するものとして、近世以降、各地の寺院に、西國、坂東、秩父百體觀音靈場が設けられ、同じく百所案内記や百ヶ所巡禮歌の數が數多く發行されてゐる。更に京都清水寺には、市内一酒商の明治二十三年及四十二年の西國、秩父、坂東百ヶ所、四國八十八所の納札が、現に寺宇の一廊に懸けてある。かくの如く秩父靈場は、地理的惡條件を克服し、永く廣汎な巡禮を吸收し得たのは、全く西國、坂東兩靈場との合體によるのであつた。

しかし乍ら、かゝる便宜に恵まれない地方靈場は、一般に地方的信仰圈を打開し得ないが、それにも拘らず、地方民衆が漸次地方靈場に吸收されるや、西國靈場は何らかの影響を蒙らざるを得なかつたものと推察される。

註一、本台座銘は白河市白河高校教官岩越二郎氏のノートより、筆寫させて頂いたものである。

二、淨土教が、中世初期、關東に入るに伴ひ、關東舊佛教寺院は、これが對應策を講じた。天台宗に新天台學が生れ、天台宗出自の日蓮の開宗も淨土教を破碎して法城を護らんとするにあつた。眞言宗寺院でも、再建の方策がとられ、本來民衆的性質を持つ陀羅尼信仰の普及が行はれ、關東一圓民衆の信仰を集むるに至つた。（圭室諦城氏日本佛教論）

天台眞言寺院により、構成された坂東靈場の成立は、時間的にこれらより、やゝ先んずるが、天台、眞言寺院回復運動の先蹤をなすものとして理解されるのではあるまいか。

三、札は次の如きもので普通の観音巡禮札と形式を異にするが、所藏寺院が現在札所であり、當時観音靈場以外の納札が求め得ないことからして、観音巡禮札となし得るのではあるまいか。又この葛西氏が代々、文明以來熱心な西國巡禮の實踐者であることは、この推定の裏付けに役立つものと思ふが、更に進んでこの磐井郡三十三観音靈場の成立には、葛西氏が重要な役割を演じたのではないかと想像される。

天正十四年

奉參詣葛西大守之阿娘貞仙

今月吉日

四、賽銭に就ては、筆者に未定稿の用意があるが、それが中世末期に社寺の財政收入上、大きな役割をもつに至つた事は疑ない。

五、現在秩父靈場を宗派別に見ると、曹洞宗十八ヶ寺、臨濟宗九ヶ寺に對し天台眞言合せて七ヶ寺にすぎない。(埼玉縣史四、三九九頁) しかし、これは必しも秩父靈場成立當時のそれを示していない。今埼玉縣史に従ひ秩父靈場の成立時期を長享を遡ること遠くない室町中期とすれば、新編武藏風土記稿秩父郡より靈場寺院の開基年代を拾へば、曹洞宗寺院中六ヶ寺程は、既に靈場成立當時存在し、靈場結成に参畫したものと考へられ、残りの十數寺も中世末、近世初頭迄には曹洞宗に改宗してゐる。

六、特に戦後、この種の地方三十三観音靈場が、各地に設けられたことを聞くが竹岡勝也氏によれば、福岡縣でもかの著名な觀世音寺を一番とする観音靈場を始めとし、幾つかあるといふ、これが戦後の經濟的変動に對處した寺院の發展策であることは明瞭である。

七、三井寺に西國、坂東、秩父の百體觀音像あり、東京中野區沼袋明治寺及神奈川縣金澤稱名寺の寺域内に同じ百観音靈場がある。以上清水谷善照氏觀音の札所と傳説参照。

昭和六年刊西國三十三所巡禮に關する目錄には、かゝる百ヶ所案内記、百ヶ所巡禮歌の數種が收められてゐる。

七

中世末、諸所に成立せる地方觀音靈場は、近世に至つて激増し、江戸

市内に十ヶ所(江戸名所圖繪) 埼玉縣内に八ヶ所(埼玉縣史)等、關東、東北を主として、全國恐らく百余、文字通り津々浦々に分布を見るに至つた。その成因の如何に拘らず、西國觀音信仰の民衆性が、この中から十分汲み取られよう。

地方靈場の存在が、未だ局限された中世では、西國靈場への影響も輕微であるが、全國百余に及ぶ近世に於ては、勢ひその影響は顯著とならざるを得ず、近世一般社寺參詣の發達とは對照的な、西國巡禮の停滯乃至衰頹の一因はここに求められよう。然し地方札所巡禮は、何らの苦行も伴はず、西國巡禮の持つ宗教的本質から遠ざかつた單なるその形骸化で、信仰行事と言ふには、遊樂的傾向が強く、必しも三十三観音ではないが、クセめて七日の佐渡巡禮と呼ばれる如く、農閑期の保養に利用さるる場合が多かつた。(柳田國男氏日本民俗學辭典巡禮)

従つてそれによる深い宗教的體驗の味得は期待されず、往々にして、甚だ遊戲的なものもあつた。柳亭種彦の足薪翁記引用大振袖の……わらざうりも常ならぬ紅裏の絹足袋、淺黄ちりめんの脚絆、衣裳も一きは大模様、染紫の鉢巻、加賀笠を青地のかた色はりて又心よりおこらぬ浮氣順禮、その頃參下向十人は戀を祈る爲の袖群れて一模様なるはで男は皆觀音廻りかとうたかへり……

とある京巡禮、江戸巡禮等はその最たるものであるが、綱吉頃にも度々江戸で女巡禮の風俗紊亂あり、幕府の禁止を受けている。(常徳院殿御實記 寶永元年七月 同六年六月) 地方觀音巡禮は、西國巡禮の單なる形骸的模倣にすぎないが、その全國的普及により、かへつて、觀音巡禮は、民衆と甚だ身近いものとなつた。西國巡禮の諸種の慣行は、地方巡禮に攝取されたが、近世に至つて、巡禮を離れ、一般信仰行事に、更に民衆の日常生活に迄融合し、一般習俗化されたのも、主として、地方觀音靈場を媒介とする觀音巡禮と民衆との接近に由るに外ならない。

四國遍路に見る、西國巡禮風の習俗には、遍路の發生が巡禮より、か

なり後次的な點よりしても西國巡禮の影響を無視し難いであらう。笈摺は、この外各種の求道者にも踏襲されたが、眞宗の肩衣も亦その變形であらうし、更に前述の如く、疫病等の魔除にも利用されたのである。納札も亦諸寺の參詣に繼承され、やがて近世中期以降の千社札大流行の源流をなすに至つた。更に巡禮歌は、その哀感に満ちた曲節が、日本人の感傷性に容易に投入し、民衆に愛好され、觀音の緣日に經文として諷ふ者が多つたが、(閑田次筆二) 現在尙宗派を越へて佛事追善に、詠唱されている。更にそれは信仰行事より離れ、建築の際の地固め、(閑田次筆二) 臼つき歌等の仕事歌や、酒宴にも詠はるる等(伴信友古詠考) 民衆の愛唱する處となつたのである。

近世町人の活動に象徵される庶民經濟力の一般的上昇及客觀情勢の好轉等は、中世以來の伊勢參宮、高野山參詣等を全く庶民化すると共に成田山、金毘羅宮、その他多數の新靈場が出現し、參詣者は中世に比し格段に増加するに至つた。しかし乍、近世の社寺參詣は、先の地方觀音巡禮の如く、次第に遊樂化し、爲に時には一の不道德視されるに至つた。既に近世初期、慶安二年の幕府布達にも、物まじりの多い女房は、太茶飲み、遊山好きと共に許し難く、離縁すべしとある程である。(慶安御觸書)

交通機關の發達、享樂施設の普及等による旅の慰樂面の増大が、封建的壓制の解放を求める庶民を、社寺參詣を名目とする遊樂的行旅に誘引したのである。かゝる傾向の間に、苦行練修を伴ふ參詣の停滯乃至減少は免れ難いであらう。

苦行練修を生命とする修驗道が、畢竟中世的存在であつた(和歌森太郎氏修驗道史研究二八六頁)のは、極めて暗示的であるが、熊野詣も亦近世の凋落著しい。西國巡禮が、逢著する運命も亦同一で、伊勢參宮、高野參詣等の如き上向線をとらず、むしろ漸次減少の傾向を辿つたが、更に質的にも、近世參詣の一般遊樂化の影響を受けて、低下するに至つ

た。例へば寛文以後の作品々西國巡禮八月赤子娘敵討(帝國文庫四九)に、女主人公たねが氣分あしき爲く萬一病氣と成なば一大事なり、何ぞ保養に成事をくと思案した結果く兩親や先夫の菩提の爲にも、西國巡禮に出るならば、譬へ憂旅成ばとて少しは保養も成べしとて旅立つたのにもその一端が窺はれる。しかし西國巡禮は保養には余りに厳しすぎるであらう。ここに至つて中山寺緣起に

く若善男子善女人數國の巡禮なりがたきものは、攝州中山寺に到て法のごとに南門より三十三度巡禮せよ、是又眞の巡禮一同の功德なりと云々、今時の三十三度巡禮此故也く

とある如く、西國巡禮の簡略化が行はれ、事實これを以て巡禮を濟す者が多つたのである。

勿論この間にあつて、三十三度の西國巡禮を遂げ、紀伊藩主より褒賞された紀伊河瀬村某の如き(熊野獨參記)篤信者も少くないが、一般に巡禮の修行的態度が、崩れつゝあつたことは否定し難い。他面、先の西國巡禮八月赤子娘敵討に、巡禮の路次に倒るるを見た附近農民が、

くやあぬかしたり、大欺りめ、此海道にて似せ順禮のねたりとは其手を喰はぬ古い古い

と惡罵した如き、中世以來の似せ巡禮、乞食巡禮の往來はいよいよ目に余るものがあつた。それに伴ひ、社會の巡禮賤視は徐々に昂まり、やがて前述の如き巡禮、乞食同視觀が生れるのであるが、それと併行的に巡禮は沿道の同情を失ひ、接待も亦多くその實を失ふに至るのである。ここに我々は伊勢、高野其他の易行的參詣のむしろ近世的存在なのに対し、西國巡禮を、修驗の抖擻、熊野詣等と共に、中世的存在であると規定し得るであらう。

註一、四國遍路の確實な史料は現在の處、四十九番淨土寺本尊厨子の大永五年の落書以上に遡らない。(西森卓氏示教)

二、筵簪錄に、この説が見えるが、護雅夫氏によれば、現在尙部分的に使用され

ゐるといふ。肩衣とは眞宗門徒が、法會、佛事等に、俗衣の上にかける笈摺様のもので、佛事の終了と共に、脱衣するのも笈摺と同様である。

三、(麓の花)下麴五吉が札の項に、千社札について……三十三所の靈場を札うちめぐり給ひしより起れるといへり……

とある。千社札とは近世多くの、神社、佛寺に參詣した際、堂宇に貼り付ける紙片で、本書の言ふ如く、西國巡禮の納札に起源するのであらう。しかし、千社札は、やがで、いたずらに、その意匠に美と奇とを競ひ、殆ど信仰的意義を失ひ去つた。

四、私の郷里會津では、今尙死後數日、毎夜歌よみといつて、西國三十三番の巡禮歌を佛前に唱和する風がある。

五、本書は和歌山縣御坊町郷土史家芝口常楠氏よりの借用にかゝる。

六、安永年間、西國巡禮細見記の巡禮心得の一條にも一女にたはむれのことばなすべからずとある程である。

七、西國三十三所名所圖繪によれば、路次の寺院には往々接待の茶所があり、この程度の接待は永く續いたのであらう。しかしそれも、接待や水くさい茶の物あわれ(同書三) 程度のものではあつたらしい。札所への問合並に現地調査によるも、西國巡禮には、四國通路の如き特殊な接待習俗の痕跡は現在殆ど認められぬといふ。近世眞執な巡禮の減少、交通施設の發達、乞食巡禮の増加等により、漸次かゝる習俗が衰滅したのであらう。まして苦行を伴はず、多分に遊樂的な地方觀音巡禮に、接待の習俗が認められぬのは當然で、反つて沿道民に巡禮を生活手段視する傾向が強まつたであらう。秩父巡禮に限り秩父郡寺尾村荒川の渡賃を拂はされたといふ例もある。(埼玉縣史五、三一九頁)

○本稿は昭和廿四廿五年度文部省科學研究費による研究課題「中世の社寺參詣」の一節をなすものである。